

付録-8 点検表記録様式

(門型標識等定期点検要領 (国交省・道路局))

目 次

- 1 点検表記録様式（門型標識等定期点検要領（国交省 道路局））の記入要領……………1
- 2 点検表記録様式のファイル名・シート名の命名規則 …………… 6
- 3 点検表記録様式の緯度・経度情報の注意点について ……………6

1 点検表記録様式(門型標識等定期点検要領)の記入要領

(1) 点検表記録様式の概要(門型標識等)

本市が所有する「データベースの諸元に合わせる」と

施設単位毎に健全性の診断の区分を決定する

施設名・所在地・管理者名等		管理番号	路線名	所在地	設置位置	緯度 経度	施設ID
道路標識 (フリガナ) トウロコウシキ		88-6-15-106-104	国道25号	大阪市中央区久太郎町3-6			
管理者名		代替路の有無		緊急輸送道路	自専道or一般道	占用物件(名称)	
大阪市建設局 市岡工営所		有		一次	一般道	無	

門型標識等毎の健全性の診断 告示に基づく健全性の診断の区分	構造諸元	
II	設置年月	道路幅員
	1988	18.5
	構造形式 門柱式(オーバーヘッド型)	

※設置年月が不明の場合は「不明」と記入すること。

技術的な評価結果	定期点検実施年月日		2020.01.10		定期点検者		株〇〇〇〇		△△ △△	
	想定する状況		想定する状況		想定する状況		想定する状況		想定する状況	
門型標識等 (全体として)	暴風		地震		その他		その他		その他	
	A		A		()		()		()	
	基板	A	写真番号 1	A	写真番号 2	()	写真番号	()	写真番号	()
	基板・支柱接続部	A	写真番号 3	A	写真番号 4	()	写真番号	()	写真番号	()
支柱	A	写真番号 5	A	写真番号 6	()	写真番号	()	写真番号	()	

全景写真(起点側、終点側を記載すること)



想定する状況に対してどのような状態になる可能性があるのかについて門型標識等及び上部構造等の状態をABCから選択して評価する

異なる役割を有する構造部分である「基板」「基板・支柱接続部」「支柱」「その他」を記録する

状況写真(様式1に対応する状態の記録)

○基板、基板・支柱接続部、支柱について技術的な評価の根拠となる写真を添付すること。

施設ID		定期点検実施年月日		2020.01.10		定期点検者		株〇〇〇〇		△△ △△	
構成要素		基板		構成要素		基板		構成要素		基板	
想定する状況	1. 暴風	構成要素の状態	A	想定する状況	2. 地震	構成要素の状態	A	想定する状況	3. 豪雨・出水	構成要素の状態	A
写真番号	1	部材番号	Srp	写真番号	2	部材番号	Srp	写真番号	3	部材番号	Srb
備考		備考		備考		備考		備考		備考	
構成要素		基板・支柱接続部		構成要素		基板・支柱接続部		構成要素		基板・支柱接続部	
想定する状況	1. 暴風	構成要素の状態	A	想定する状況	2. 地震	構成要素の状態	A	想定する状況	3. 豪雨・出水	構成要素の状態	A
写真番号	4	部材番号	Srb	写真番号	5	部材番号	Srb	写真番号	6	部材番号	Srb
備考		備考		備考		備考		備考		備考	

「暴風」「地震」「その他」から選択する
「その他の場合は「豪雨・出水」など該当する状況を記録する

想定する状況に対する門型標識等及び基板等の状態をABCから選択して評価する
※様式1との整合性を持たせること。

合理的な維持管理に資する目的より該当部位毎に特定事象の該当の有無を記録す

近接目視により状態が把握できない部位・部材がある場合は健全性の診断の区分の前提条件として記録する

様式3

点検DB登録用

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見		施設ID	定期点検実施年月日	2020.01.10	定期点検者	株〇〇〇〇	△△ △△
該当部位	特定事象の有無 (有もしくは無)			健全性の診断の区分の前提	特記事項 (第三者被害の可能性に対する 応急措置の実施の有無等)		
	塩害	防食機能の低下	その他				
基板	無	無	—	特になし	点検時点では第三者被害の可能性はなく、措置は不要である。		
基板・支柱接続部	無	無	—	特になし	点検時点では第三者被害の可能性はなく、措置は不要である。		
支柱	無	無	—	特になし	点検時点では第三者被害の可能性はなく、措置は不要である。		
所見	<p>(適宜、所見を記入) ■所見(その他特記事項)※記載例 1) 技術的な評価結果からの特筆すべき事項 想定する状況に対して「何らかの変状が生じる可能性は低い」と評価する。 2) 特定事象との関連性から特筆すべき事項 塩害による腐食は生じていない。防食機能の劣化が見られるが局所的であり耐久性への影響は低いと評価する。 3) 損傷等の変状の状態 ・評価区分c 【支柱本体、横梁本体】: 塗装劣化【横梁継手部】: ボルトの脱落、表面の腐食 【横梁取付部(全体)】: ボルト・ナット表面の腐食 塗装劣化 ・評価区分e 【横梁取付部】: ボルトの脱落【基板取付部】: ボルトのゆるみ(点検時に措置済) 4) 妥当性があると考えられる措置 横梁取付部のボルトが脱落している。構造安全性が損なわれる恐れがあるため緊急の対応が必要である。 5) 健全性の判定区分 構造物の機能に支障は生じていないが、ボルトのゆるみ・脱落は施設の耐荷性能、耐久性能の低下につながる懸念があるため予防保全の観点から健全性の診断の判定区分をⅡと決定した。</p>						

「健全性の診断の区分」の決定に大きく関わる技術的見解について措置に対する考え方の関連性がわかるように記載する。
 ※上記は記載例であり規定の書式ではない

次回定期点検までの第三者被害の発生の可能性についての門型標識等の状態に関する所見として、措置が必要であるかどうかを記録する。

(2) 点検表記録様式の記入要領（門型標識等）

以下に記入の要旨を記す。詳細は「門型標識等定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）令和6年3月国土交通省 道路局」を参照すること。

【記録様式1】

記録様式1は、諸元等に加えて、門型標識等の健全性の診断の区分、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があるのかについて技術的な評価結果について記録するためのものである。

1. 技術的な評価結果

想定する状況に対する門型標識等及び基板の状態を以下のABCから選択し記録する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い。

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある。

C：致命的な状態となる可能性がある。

なお、基板の落下を防ぐフェールセーフが取り付けられている場合があるが、フェールセーフの機能を考慮してはならない。

2. 写真番号

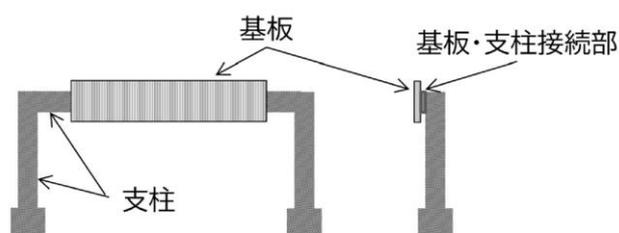
該当する様式2の写真番号を記録する。

3. 想定する状況

その他の（ ）内には、豪雨・出水など、暴風、地震以外に想定することとした状況を記録する。

4. 構成要素の構成の例

主な構造形式に対する異なる役割を担う構造部分である、基板、基板・支柱部、支柱の一般的な捉え方の例を示す。



【記録様式2】

記録様式2は、様式1の健全性の診断の区分や技術的な評価の根拠となる点検時点で把握した門型標識等の状態について記録するためのものである。

1. 構成要素

異なる役割を有する構造部分である、「基板」、「基板・支柱接続部」、「支柱」、「その他」を記録する。

2. 想定する状況

「活荷重」、「地震」、「その他」から選択する。「その他」の場合は、「豪雨・出水」など、該当する状況を記録する。

3. 構成要素の状況

想定する状況に対する門型標識等の及び基板等の状態を以下のABCから選択して記録する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い。

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある。

C：致命的な状態となる可能性がある。

4. 写真

様式1の健全性の診断の区分や技術的な評価結果の根拠となった門型標識等の構成要素の状態について、点検時点で確認した状態を写真で記録する。

5. 備考

根拠となる写真について、必要に応じて、構成要素の役割に対して技術的な観点からどのように評価したのか等を補足する。

6. 構成要素に求められる機能

基板、基板・支柱接続部、支柱がそれぞれ求められる役割を果たせる状態かどうか推定するにあたっては、それぞれの役割を果たすために、求められる機能を担える状態であるかどうかから推定することになる。

それぞれの構成要素が担う機能の分類については「門型標識等定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）令和6年3月国土交通省 道路局」の「様式2の記録の手引き」を参照すること。

【記録様式3】

記録様式3は、様式1の「健全性の診断の区分」にあたって考慮される予防保全の必要性の観点や健全性の診断の区分の前提条件及び所見を記録するためのものである。

1. 特定事象

定期点検では、基本的に次回の定期点検までの間に遭遇する状況に対してどのような状態となる可能性があるのかを主たる根拠として健全性の診断の区分が行なわれることとなる。

次回の定期点検までの間（一般的には5年程度の期間）に構成要素の耐久性能に影響を及ぼすような変状が急速に進行する懸念のある事象を特定事象として定義し、これらに遭遇する状況を予測して合理的な維持管理に資する目的で、特定事象の該当の有無を記録するようにしている。主な特定事象は「塩害」「防食機能の低下」及び「その他」を基本とする。

2. 健全性の診断の区分の前提

健全性の診断の区分にあたって、近接目視により状態が把握できない部位・部材がある場合は、健全性の診断の区分の前提として記録する。

3. 特記事項（第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等）

応急措置として、第三者被害の可能性のあるうき・剥離部や腐食片などについて除去等の実施の有無を記載する。また応急措置の実施の有無も考慮した上で、次回定期点検までの第三者被害の発生の可能性についての門型標識等の状態に関する所見として、措置が必要であるかどうかをあわせて記録する。

4. 所見

所見には、「健全性の診断の区分」の決定に大きく関わる技術的見解について、措置に対する考え方との関連性がわかるように記載する。

総合所見として、様式1、2及び様式3の特定事象にかかる所見を踏まえたうえで、それらの各状態や評価の結果から、どのように「健全性の診断の区分」の決定に反映される措置の考え方が妥当なものとして導き出されるのかについて技術的見解などの根拠が記載されることが特に重要である。

2 点検記録様式のファイル名・シート名の命名規則

(1) はじめに

定期点検結果のとりまとめを行うにあたり、点検表記録様式に記載されたデータと本市が所有する「データベース」との関連付けを行ったうえで、整理・蓄積するために、点検表記録様式のファイルのファイル名・シート名の命名規則を定める。

点検表記録様式の提出にあたっては、本命名規則に沿って作成すること。

(2) 適用

- ・本命名規則では、定期点検結果の報告に使用する国交省HP*1で公開中の「門型標識等定期点検要領(技術的助言の解説・運用基準)令和6年3月 国土交通省 道路局」のExcelファイルを対象に、ファイル名・シート名を定める。

*1：[門型標識等定期点検要領\(技術的助言の解説・運用基準\) 令和6年3月 国土交通省 道路局](#)

- ・1施設1つの点検表記録様式(Excelファイル)を基本とする。
- ・詳細は<DB登録用様式>門型標識等記録様式(EXCELファイルの「記入の留意点」シートを参照すること。

3 点検表記録様式の緯度・経度情報の注意点について

定期点検要領等の点検表記録様式に記載する緯度・経度情報については、本市が所有する「データベース」との関連付けに使用するため、下記に沿って、記載すること。

記入形式

- ・記入形式は「0.000000(小数点以下5桁まで)」とすること。

※点検表記録様式と本市が所有する「データベース」の関連付けに使用するため、起点側の緯度経度は、本市が所有する「データベース」に記入された緯度経度と一致させること。

参考文献一覧

- 1) 国土交通省道路局、門型標識等定期点検要領、平成31年2月、pp.16-17
- 2) 国土交通省道路局、「門型標識等定期点検要領(技術的助言の解説・運用基準)」
令和6年3月 国土交通省 道路局、pp.11-22